

特許権	判決年月日	令和4年2月14日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和3年(行ケ)第10042号		
<p>○ 本願発明は、発明特定事項及び明細書の記載から、原告が主張する構成に限らない構成も含まれることを前提とした上で、本願発明と引用発明の相違点に係る構成は、引用文献及び技術常識を踏まえると、当業者であれば容易に想到し得たと判断して、本件審決は結論において相当とされた事例。</p> <p>○ 本件審決が認定した技術事項の認定に誤りはあるが、結論に影響しないとされた事例。</p>				

(事件類型) 審決取消請求事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2017-231517号, 不服2020-3780号

### 判決要旨

1 事案の概要は以下のとおりである。

(1) 原告は、平成24年12月21日を国際出願日とする特願2014-548673号(パリ条約による優先権主張・2011年12月21日、優先権主張国・韓国)の一部を分割して、平成29年12月1日、発明の名称を「無線充電器用磁場遮蔽シート及びその製造方法と、それを用いた無線充電器用受信装置」とする発明について特許出願(特願2017-231517号。以下「本願」という。)をしたが、特許庁から拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求(不服2020-3780号事件)をした。

特許庁は、本願の請求項1に係る発明(以下「本願発明」という。)は、引用文献1(特開2008-112830号公報。公開日平成20年5月15日)に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び引用文献2(特開2007-123575号公報。公開日平成19年5月17日)に記載された技術事項から当業者が容易に発明することができたと判断し、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決(以下「本件審決」という。)をした。

本件は、原告が、被告に対し、本件審決の取消しを求める事案である。

(2) 本願発明は、以下のとおりである。

#### 【請求項1】

多数の細片に分離された非晶質リボンからなる少なくとも1層の薄板磁性シートと、

前記薄板磁性シートの一面に、第1接着層を介して接着される保護フィルムと、

前記薄板磁性シートの他面に、一側面に備えられた第2接着層を介して接着

される両面テープとを含み、

前記多数の細片間の隙間は、前記第1接着層及び第2接着層の一部が充填されて、前記多数の細片を絶縁（i s o l a t i o n）させることを特徴とする、無線充電器用磁場遮蔽シート。

(3) 本件の争点は、相違点2（本願発明は、「多数の細片間の隙間は、前記第1接着層及び第2接着層の一部が充填されて、前記多数の細片を絶縁（i s o l a t i o n）させる」に対し、引用発明はその旨の特定がされていない点。）の容易想到性の判断の誤りである。

2 本判決は、以下のとおり説示して、原告の請求を棄却した。

(1) 本願発明の構成は、多数の細片間の隙間は、第1接着層及び第2接着層の一部によって完全に充填されるものとは限らず、「第1接着層及び第2接着層の一部」が「多数の細片の隙間」の一部に「充填」される形態である構成が含まれるものであり、また、細片間の隙間が前記第1接着層及び第2接着層の一部に充填されることによって多数の細片が絶縁されるものに限るものではない。

(2) 引用文献1によれば、引用発明に係る磁性シート4は、シート基材1上に接着層2を介して薄板状磁性体3を接着し、薄板状磁性体3上には接着剤付き保護フィルムを貼り付けて成るものであり（【0010】、【0028】、図1（a）、図2（a）、）、こうした磁性シート4に、シート基材1に接着された薄板磁性体3に外力を加えて、薄板状磁性体3をシート基材1に接着された状態を維持しつつ、複数の磁性体片5に分割する（【0026】）と、粘着テープやセロハンテープの接着剤等の基材に塗工される接着剤は、圧力が加えられると、被着体の凹凸面に追従していくことは、本件優先日当時における技術常識（以下「本件技術常識」という。）であったことに鑑みれば、薄板磁性体3を分割する工程によって生じる磁性体片5の隙間に薄板磁性体3を上下に覆っている接着層及び保護フィルムの接着剤の一部が上記隙間（凹部）に流動して充填されるものと認められる。

また、引用文献1には、「シート基材1に接着された薄板状磁性体3に外力を加えて、薄板状磁性体3をシート基材1に接着された状態を維持しつつ複数に分割する。…磁性シート4を例えば磁気シールド用磁性体として用いる場合には、薄板状磁性体3の電流路を分断して渦電流損を低減することが可能となる。」（【0026】）との記載があることから、引用発明は、薄板磁性体を複数の細片に分割することによって絶縁するものである。

そして、引用発明のシート基材の構成を両面テープの構成とした場合であっても、本件技術常識に鑑みれば、両面テープの接着剤の一部が磁性体片の隙間（凹部）に流動して充填されるものと認められるから、相違点2は、引用発明及び本件技術常識により当業者であれば容易に想到し得たものといえる。

(3) なお、本件審決が認定した技術事項２に誤りはあるが、引用発明は相違点２の構成を備えているものと認められるのであって、本件審決が認定した技術事項２の認定に誤りがあるとしても、結論を左右するものではないし、また、引用文献２に記載された事項の適用の動機付けについて判断するまでもないから、この認定の誤りは本件審決を取り消す理由にならない。